

# 中華人民共和国植物新品種保護条例 実施細則（農業部分）

2007年9月19日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則（農業部分）

（2007年9月19日農業部令第5号公布）

## 第1章 総則

第1条 「中華人民共和国植物新品種保護条例」（以下「条例」と略称する）に基づき、本細則を制定する。

第2条 農業植物新品種には、食糧、綿花、油料種子、麻類、糖料作物、野菜（メロンを含む）、タバコ、桑樹、茶樹、果樹（乾果は除く）、観葉植物（木本は除く）、草類、緑肥、漢方薬草、食用菌、藻類とゴムのき種などの植物の新品種を含む。

第3条 「条例」第3条の規定に基づき、農業部を農業植物新品種育成者権の審査承認機関とし、「条例」の規定により農業植物新品種育成者権（以下育成者権と略称する）を付与する。

農業植物新品種保護弁公室（以下、品種保護弁公室と略称する）は、育成者権の出願の受理、審査などの事務を担当し、植物新品種の検査と繁殖材の保存の組織的な業務に責任を負う。

第4条 公共の利益、生態環境に損害を与える植物新品種については育成者権を付与しない。

## 第2章 育成者権の内容と帰属

第5条 「条例」に言う繁殖材とは、繁殖植物の栽培材または植物体のその他の部分であり、種、果実と根、茎、苗、芽、葉などを含む。

第6条 育成者権を出願する組織又は個人を育成者権出願者と総称する。育成者権を得た組織と個人を育成者権者と総称する。

第7条 「条例」第7条に言う当該組織の任務として完成した職務上の育種とは、次の状況の1つを指す。

- (1) 本職業務において完成した育種。
- (2) 当該組織の交付する本職業務を履行する以外の任務で完成した育種。
- (3) 退職、定年退職又は転職後、3年以内に完成したその元の組織で担当した業務若しくは元の組織で割当てられた任務に関連する育種。

「条例」第7条に言う当該組織の物質条件とは、当該単位の資金、機器設備、試験場地及び単位が所持する未許可・未公開の育種材料と技術資料などを指す。

第8条 「条例」第8条に言う新品種の育種を完成させた者（以下育種者と略称する）とは、新品種の育種を完成した組織や個人を指す。

第9条 新品種の育種を完成させた人員（以下育成者と略称する）とは、新品種の育成に対して創造的な貢献をした者を指す。組織管理業務、物質条件の利用の為に便宜を図った者若しくはその他補助業務に従事した者は育成者とはみなさない。

第10条 1件の植物新品種には1件の育成者権を付与することしかできない。

1件の植物新品種を2つの出願人が同一日以内にそれぞれ育成者権を出願した場合、出願人が出願権の帰属を自ら話し合いにより確定する。話し合いで意見の一致がみられない場合、品種保護弁公室は出願人が指定の期限内に、自身が初めに当該新品種を完成させた育成者であることを証明する証拠を提出するよう要求することができる。期限を過ぎても提出しない場合は、出願は撤回されたものとみなす。提供された証拠が証拠の判定として不足する場合、品種保護弁公室は出願を却下する。

第11条 中国の組織又は個人が国内で育成した新品種の育成者権の出願権又は育成者権を外国人へ譲渡する際、農業部へ審査を申請し許可を得なければならない。

出願権又は育成者権を譲渡する場合、当事者が書面による契約書を締結し、農業部へ登記を行わなければならない。農業部が公告し、併せて公告日より発効する。

第12条 次の状況の1つに該当する場合、農業部は、育成者権の強制実施の許諾を決定することができる。

(1) 国家の利益と公共の利益のために必要な場合。

(2) 育成者権者が正当な理由もなく自身で実施しない、又は合理的な条件での実施を他人に許諾しない場合。

(3) 重要な農作物の品種について、育成者権者が既に実施しているものの、国内市場の需要を明らかに満たすことができおらず、合理的な条件での実施を他人に許諾しない場合。

強制許諾を請求する場合、農業部へ強制許諾請求書を提出しなければならず、理由を説明し併せて関連の証明文書を各1式2部添付しなければならない。

農業部は請求書を受領した日から20営業日以内に決定を下す。専門家を組織し、調査・論証を行う必要がある場合、調査・論証の時間は3ヶ月を超過してはならない。強制許諾請求に同意する場合、農業部は育成者権者と強制許諾請求者へ通知し、併せて公告しなければならない。強制許諾の請求に同意しない場合、請求者へ通知し且つ理由を説明する。

第13条 「条例」第11条第2項の規定に基づき、農業部へ使用料の金額について裁決を申請する場合、当事者は裁決申請書を提出し、併せて協議不成立の証明文書を添付しなければならない。農業部は請求書を受領した日から3ヶ月以内に裁決を下し、当事者に通知しなければならない。

### 第3章 育成者権の付与条件

第14条 「条例」第45条の規定に基づき、植物新品種保護リストに組入れられた植物属又は植物種について、リストの公布日から1年以内に提出された育成者権の出願で、育種者の許可を経て、申請日以前に中国国内で当該品種の繁殖材料の販売期間が4年を超えない、「条例」に規定する特異性、一致性と

安定性及び命名の要求に符合する場合、農業部は育成者権を付与することができる。

第 15 条 次の情状の 1 つに該当する場合、「条例」第 14 条に定める販売に属する。

- (1) 売買方式で出願品種の繁殖材を他人に移転する。
- (2) パーター方式で出願品種の繁殖材を他人に移転する。
- (3) 株主になる方式で出願品種の繁殖材を他人に移転する。
- (4) 出願品種の繁殖材で協定を締結する。
- (5) その他の方式で販売する情状。

次の情状の 1 つがある場合、「条例」第 14 条に定める育種者の販売の許諾とみなす。

- (1) 育種者が自身で販売する。
- (2) 育種者の内部機関が販売する。
- (3) 育種者の全額出資または資本参加企業が販売する。
- (4) 農業部が定めるその他の情状。

第 16 条 「条例」第 15 条に言う“既に名称が知れている植物品種”とは、育成者権を出願した第 1 回目の審査合格の公告における品種、品種の審査決定を経た、また既に応用が普及している品種を含む。

第 17 条 「条例」第 16 条、第 17 条に言う“特徴に関連する、若しくは特性”とは、特異性、一致性と安定性の試験に用いる性状、または権限を授ける際に行った品種の陳述の性状を少なくとも含む。

第 18 条 次の情状に該当する場合、新品種の命名に用いてはならない。

- (1) 数字のみで構成されている場合。
- (2) 国家の法律又は社会の公徳に違反する若しくは民族差別を帯びている場合。
- (3) 国家の名称で命名する場合。
- (4) 県クラス以上の行政区画の地名又は公衆が周知の外国の地名で命名する場合。
- (5) 政府間の国際組織又はその他国際・国内で有名な組織及び標識の名称と同じ若しくは類似する場合。
- (6) 植物新品種の特徴、特性又は育種者の身分など容易に誤解を招く可能性のある場合。
- (7) 同じ又は類似の植物属又は植物種に属し既に名称が知れている場合。
- (8) 誇大宣伝の場合。

既に品種の審査決定を経た品種、または「農業遺伝子組み換え生物安全証明書（生産応用）」を得た遺伝子組み換え植物品種で、品種の名称が植物新品種の命名の規定に合致する場合、育成者権を出願した品種の名称は、品種の審査決定、または農業遺伝子組み換え生物安全審査の品種の名称と一致しなければならない。

#### 第 4 章 育成者権の出願と受理

第 19 条 中国の組織又は個人が育成者権を出願する場合、直接若しくは代理機関に委託し品種保護弁公室へ出願を提出することができる。

中国に通常の居所のない外国人、外国企業又はその他外国の組織が品種保護弁公室へ育成者権の出願を提出する場合は、代理機関に委託し取り扱わなければならない。

出願人が代理機関へ育成者権の出願等関連事務を委託する際、代理機関と委託書を締結しなければならない、取り扱いを委託する事項と権利・責任を明確にしなければならない。代理機関が品種保護弁公室へ出願を提出する際、同時に出願人の委託書を提出しなければならない。品種保護弁公室は上述の出願の受理と審査の手続きにおいて、直接、代理機関と連絡をとる。

第 20 条 育成者権を出願する場合、出願人は品種保護弁公室へ出願書、説明書と品種の写真各 1 式 2 部を提出しなければならない、同時に相応の出願書と説明書の電子文書を提出しなければならない。

出願書、説明書には品種保護弁公室が規定する統一書式に基づき記入される。

第 21 条 出願人が提出する説明書には次の内容が含まれていなければならない。

(1) 出願品種の暫定的な名称の場合、当該名称は出願書の内容と一致しなければならない。

(2) 出願する品種の属する属または種の中国語の名称とラテン語の名称。

(3) 育種過程と育種方法、系譜、育成過程と、使用した本体またはその他繁殖材の出所と名称の詳細な説明を含む。

(4) 販売状況に関する説明。

(5) 選択の類似品種及び理由。

(6) 出願品種の特異性、一致性と安定性の詳細な説明。

(7) 成長に適する区域または環境及び栽培技術の説明。

(8) 出願品種と類似品種の性状の対比表。

前項の第(5)号、(8)号に言う類似品種とは、既に知っている植物品種において、関連の特徴または特性が出願品種と最も類似する品種を指す。

第 22 条 出願人が提出する写真は以下の要求に合致していなければならない。

(1) 写真が出願品種の特異性を説明するのに有益である。

(2) 出願品種と類似する品種の同類の性状の対比は、同一の写真上にある。

(3) 写真がカラーでなければならない、必要な場合、品種保護弁公室は出願者に白黒写真の提供を要求することができる。

(4) 写真の規格は 8.5cm×12.5cm 又は 10cm×15cm。

(5) 写真の概要について文字による説明。

第 23 条 育成者権の出願文書が次の情状の 1 つに該当する場合、品種保護弁公室は受理しない。

(1) 中国語を使用していない場合。

(2) 出願書、説明書又は写真のひとつが不足する場合。

(3) 出願書、説明書と写真が本細則の定める書式に合致しない。

(4) 書類がタイプ印刷していない場合。

(5) 筆跡が不明瞭である若しくは書き直しのある場合。

(6) 出願人と担当者氏名(名称)、住所、郵便番号が欠けている、若しくは不詳の場合。

(7) 代行を委託するが、代行委託書が欠ける場合。

第 24 条 中国の組織または個人が国内で育成した植物新品種を国外へ育成者権の出願

をする場合、農業部へ登記を申請しなければならない。

第 25 条 出願者が「条例」第 23 条の規定に基づき優先権を要求する場合、出願書に第 1 回目に提出した育成者権の申請の申請日、申請番号と当該申請を受理した国家または組織を明記しなければならない。明記しないものは、優先権を要求していないものとみなす。出願者が提出した第 1 回目の育成者権の申請書類の副本は、元の受理機関の確認を経なければならない。

第 26 条 中国に通常の居所又は営業所のない外国人、外国企業、外国のその他組織が、育成者権を出願する又は優先権を要求する場合、品種保護弁公室が必要と認める場合、次の書類を提供するよう要求することができる。

- (1) 出願者が個人の場合、その国籍証明書。
- (2) 出願者が企業又はその他組織の場合、その営業所若しくは本部所在地の証明書。
- (3) 外国人、外国企業、外国のその他組織の所属国が、中国の組織と個人が当該国の国民と同等条件に基づき、当該国の品種出願権、優先権とその他育成者権に関連する権利を享受できると証明する文書。

第 27 条 出願人が品種保護弁公室へ育成者権を出願して 12 ヶ月以内に、国外へ育成者権を出願する場合、当該国または組織と中華人民共和国が締結する協定または共に参加する国際条約に基づき、または相互が優先権を承認する原則に基づき、品種保護弁公室へ優先権の証明文書の発行を請求することができる。

第 28 条 「条例」第 19 条第 2 項の規定に基づき、中国の組織と個人が出願する育成者権の植物新品種が国家の安全又は重大な利益にかかわり秘密を守る必要のある場合、出願者が出願書類に説明しなければならず、品種保護弁公室は審査を経た後、機密保護出願処理が必要かどうか決定を下し、併せて出願者に通知しなければならない。品種保護弁公室が秘密を守る必要があり、出願者が明記されていない場合、依然機密保護出願として処理し、併せて出願者に通知する。

第 29 条 出願人が引き渡す出願品種の繁殖材は、育成者権の申請文書に陳述した繁殖材と互いに一致しなければならず、且つ次の要求に合致していなければならない。

- (1) 突発的な損害を被っていない。
- (2) 薬物処理を経していない。
- (3) 検疫性の有害生物ではない。
- (4) 引き渡す繁殖材が種または果実の場合、種または果実は最近収穫したものでなければならない。

第 30 条 品種保護弁公室が必要と判断する場合、出願人は出願品種の審査と検査・測定に用いる、出願品種と類似する品種の繁殖材を引き渡さなければならない。出願品種が遺伝子組み換えの品種に属する場合、生産性試験の段階における「農業遺伝子組み換え生物安全審査許可書」または「農業遺伝子組み換え生物安全証明書（生産応用）」のコピーを添付しなければならない。

出願人は品種保護弁公室の通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に繁殖材を引き渡さなければならない。引き渡す繁殖材が種または果実の場合、品種保護弁公室の植物新品種保

存センター（以下、保存センターと略称する）へ送らなければならない。種苗、球根、塊茎、塊根など無性繁殖材を引き渡す場合、品種保護弁公室が指定する検査・測定機関へ送らなければならない。

出願者が引き渡す繁殖材の数量が品種保護弁公室の規定を下回る場合、保存センター又は試験機関は出願者に通知しなければならない。出願者が通知の受領日から1ヶ月以内に補足しなければならない。特殊な状況下で、出願者が規定の数量の繁殖材を引き渡す後もなお試験又は検査・測定の需要に足りない場合、品種保護弁公室は出願者に不足部分を補充するよう要求する権利を有する。

第31条 繁殖材は関連の規定に基づき植物検疫を実施しなければならない。検疫に不合格または検疫を経ていない場合、保存センターまたは検査・測定機関は受理しない。

保存センター又は試験機関は出願者が引き渡す繁殖材料を受領する際、書面による証明を発行しなければならない。繁殖材料を受領した日から20日以内に（休眠期の植物はこの限りではない）生活力などの内容の検査・測定を完成させなければならない。検査・測定に合格の場合、出願者へ検査・測定の合格証明を発行しなければならない。検査・測定に不合格の場合、出願者へ通知を受け取った日から1ヶ月以内に改めて繁殖材を引き渡し且つ検査・測定に不合格の繁殖材の引取りを通知しなければならない。出願者が、期限になっても引き取らない場合、保存センターまたは検査・測定機関が廃棄しなければならない。

出願者が規定に依らず繁殖材を引き渡す場合、出願は撤回したものとみなす。

第32条 保存センターと検査・測定機関は、出願品種の繁殖材に対して守秘責任を有し、繁殖材の遺失、盗難されるなどの事故の発生を防止しなければならない。いかなる者も検査に合格した繁殖材を差換えてはならない。繁殖材の紛失、盗難、差換えが生じた場合、法に基づき関連人員の責任を追及する。

## 第5章 育成者権の審査と承認

第33条 予備審査、実体審査、再審査と無効の宣告手続きにおいて、審査の実施と再審査の担当者が次の情状の1つに該当する場合、自主的に忌避しなければならない。当事者又はその他利害関係者はその忌避を要求することができる。

- (1) 当事者又はその代理人の親族である場合。
- (2) 育成者権の出願又は育成者権と直接利害関係にある場合。
- (3) 当事者又はその代理人とその他関係があり、公正な審査と審理に影響する可能性のある場合。

審査担当者の忌避の場合、品種保護弁公室が決定し、再審査の担当者の忌避の場合、植物新品種再審査委員会の主任が決定する。

第34条 1件の植物育成者権の出願に2つ以上の新品種が含まれている場合、品種保護弁公室は出願者に分割出願を提出することを要求しなければならない。出願者は指定の期間内にその出願について分割改訂をしない場合又は期限満了までに回答しない場合、出願は撤回されたものとみなす。

出願者が品種保護弁公室の要求に基づき提出する分割出願は、元の出願日を保留することができる。優先権を享有する場合、優先権日を保留することができる。但し、元の申請文書に既にある内容の範囲を超過してはならない。

分割出願は「条例」及び本細則の規定に基づき関連手続きを行わなければならない。

分割出願の請求書には、元の出願の出願番号と出願日を明記しなければならない。元の出願が優先権を享有する場合は、元の出願の優先権の文書の副本を提出しなければならない。

第 35 条 品種保護弁公室は、育成者権の出願の次の内容について予備審査を行う。

(1) 「条例」第 27 条の規定に合致しているかどうか。

(2) 選択の類似品種が適切かどうか。出願品種の母体またはその他の繁殖材の出所が公開されているかどうか。

品種保護弁公室は審査意見を出願人へ通知しなければならない。品種保護弁公室は疑問のある場合、出願人へ指定の期限内に、意見の陳述または補正を要求することができる。出願人が、期限が来ても返答しない場合、出願は撤回されたものとみなす。出願人が意見を陳述後または補正後、品種保護弁公室が依然として規定に合致しないと判断する場合、その申請は却下しなければならない。

第 36 条 育成者権の出願書類を除き、いかなる者も品種保護弁公室へ提出する育成者権の出願に関連する文書は、次の情状の 1 つに該当する場合、未提出とみなす。

(1) 規定の様式を使用しない又は要求に符合しない記入を行なう。

(2) 規定に依らず証明資料を提出する場合。

当事者がその場で材料を提出した場合、受理した人員は材料に存在する欠陥をその場で説明後直接返却し、郵便局を通じて提出された場合、品種保護弁公室は未提出とみなされた審査意見と原材料と一緒に返却しなければならない。郵送する住所がはっきりしない場合、公告の方式で返却する。

第 37 条 育成者権の出願日から育成者権が付与される日以前は、如何なる者もすべて「条例」第 8 条、第 13 条から第 18 条及び本細則第 4 条の規定に合致しない育成者権の申請に対して、品種保護弁公室へ異議を申立てることができ、且つ関連の証拠と理由の説明を提出することができる。関連の証拠を提供しない場合、品種保護弁公室は受理しない。

第 38 条 品種保護弁公室の批准を経ていない場合、出願人は育成者権が授与される以前に出願文書の次の内容を改正してはならない。

(1) 出願品種の名称、出願品種の母体またはその他の繁殖材の名称、出所及び出願品種の育種方法。

(2) 出願品種を最も早く販売する時間。

(3) 出願品種の特異性、一致性と安定性の内容。

育成者権の出願文書の改正部分は、個別文字の改正または添削以外に、規定の様式に基づきページを差し替えなければならない。

第 39 条 品種保護弁公室は育成者権の出願に対する実体審査の実施に責任を負い、且つ審査意見を出願人へ通知しなければならない。品種保護弁公室は、審査の必要に基づき、出願人へ指定の期限内に意見を陳述または補正するよう要求することができる。出願人が、期限が来ても解答しない場合、出願は撤回されたものとみなす。

第 40 条 「条例」と本細則の規定に基づき、育成者権の出願の実体審査を経て、拒絶

すべき情状とは、

- (1) 「条例」第8条、第13条から第17条の規定の1つに符合しない場合。
- (2) 本細則第4条の規定に属する場合。
- (3) 命名の規定に合致せず、また出願人が品種保護弁公室の要求に依らず、改正する場合。
- (4) 出願人が意見を陳述または補正後、品種保護弁公室が依然として規定に合致しないと判断する場合。

第41条 品種保護弁公室が育成者権付与の通知を出した後、出願者は通知を受領後2ヶ月以内に関連手続きを行い、1年度の年間費用を納付しなければならない。期日通りに行なったものについては、農業部は育成者権を付与し、育成者権の証書を交付し、公告する。育成者権は、授権の公告日から発効する。

期限が満了しても行なわない場合、育成者権の権利の取得を放棄したものとみなす。

第42条 農業部植物新品種再審査委員会は、育成者権出願拒絶の再審査案件、育成者権の無効宣告の案件と授権品種改名の案件の審理に責任を負う。具体的な規定は農業部が別に規定する。

## 第6章 書類の提出、送達と期限

第43条 「条例」と本細則の規定に基づき提出する各種書類は中国語を使用しなければならない。且つ国家の統一規定の科学技術用語と標準用語を採用しなければならない。外国人名、地名と科学技術用語に統一した中国語の訳文のない場合は、原文を明記しなければならない。

「条例」と本細則の規定に基づき提出する各種証書と証明文書が外国語の場合、中国語の翻訳文章を添付しなければならない。添付しない場合、当該証明文書は提出されなかったものとみなす。

第44条 当事者が品種保護弁公室へ提出する各種文書は、ワープロ若しくは印刷しなければならない。筆跡は黒で表し、且つ整然、明確でなければならない。申請書類の文字部分は横書きで、且つ用紙の片面のみを使用しなければならない。

第45条 当事者が提出する各種書類と取り扱うその他各種手続きは、申請者、育成者権者、その他利害関係者又はその代表人が署名又は押印しなければならない。代理機関に委託する場合、代理機関が押印しなければならない。育成者の氏名の変更請求、育成者権の出願人と育成者権者の氏名又は名称、国籍、住所、代理機関の名称と代理人の氏名の変更を請求する場合、品種保護弁公室へ記録事項の変更手続きを行い、併せて変更理由の証明資料を添付しなければならない。

第46条 当事者が各種文書を提出する際、直接届け出ることでもでき、また郵便で送付することもできる。郵送する際、書留郵便を使用しなければならない。小包郵便を使用してはならない。1件の書簡には、同一の出願文書のみ含まなければならない。郵送の場合は、送付した消印日を引渡し日とする。封筒上の消印がはっきりしない場合、当事者が証明を提出できる場合を除き、品種保護弁公室が受領した日を引渡し日とする。

品種保護弁公室の各種書類は、郵便、直接の引渡し又は公告の方法で当事者へ送達することができる。当事者が代理機関へ委託する場合、文書は代理機関へ送る。代理機関に委託しない場合、文書は出願書の受取人の住所と受取人又は筆頭署名者又は代表者へ送る。当事者が文書の受入を拒絶した場合、当該文書は既に送達されたものとみなす。

品種保護弁公室が郵送した各種文書は、文書は発送した日から満15日を、当事者が文書を受領した日とみなす。

規定に基づき直接引渡す文書は交付日を送達日とする。文書の送付住所が不明瞭で、郵便で送ることができない場合、公告の方法で当事者へ送達することができる。公告日から満2ヶ月で、当該文書が既に送達されたとみなす。

第47条 「条例」と本細則の規定する各種期限の第1日は期限内に計算しない。期限を年又は月で計算する場合、その最後の1月の相応日を期限満了日とする。当該月に相応日のない場合、当該月の最後の1日を期限満了日とする。期限満了日が、法定の祝祭日の場合、祝祭日後の第1営業日を期限満了日とする。

第48条 当事者が不可抗力の事由で「条例」又は本細則の規定の期限又は品種保護弁公室が指定する期限に遅れ、その権利喪失を招いた場合、障害が除去された日から2ヶ月以内、最も遅くとも期限満了日から2年以内、品種保護弁公室へ理由を説明し関連証明文書を添付し、その権利の回復を請求することができる。

当事者が正当な理由で「条例」又は本細則に規定する期限又は品種保護弁公室が指定する期限に遅れ、その権利喪失を招いた場合、通知を受領した日から2ヶ月以内に品種保護弁公室へ理由を説明し、その権利の回復を請求することができる。

当事者が品種保護弁公室の指定期限の延長を請求する場合、期限満了以前に、品種保護弁公室へ理由を説明し関連手続きを行わなければならない。

本条第1項と第2項の規定は、「条例」第14条、第23条、第32条第2、第3項、第34条、第37条第2項の規定の期限を適用しない。

第49条 「条例」第23条の規定を除き、「条例」に言う出願日は、優先権のある場合、優先権日を指す。

## 第7章 費用と官報

第50条 育成者権の出願とその他手続きの処理の際、国家の関連規定に基づき、農業部へ出願費、審査費、年間費用を納付しなければならない。

第51条 「条例」と本細則に規定する各種費用は、直接納付することもでき、また郵便局若しくは銀行を通じて支払うこともできる。

郵便を通じ、または銀行を通じて支払う場合、品種の名称を明記しなければならない、同時に送金証明書のコピーを品種保護弁公室までファックスまたは郵送しなければならない、且つ当該費用の出願番号または育成者権番号、出願人または育成者権者の氏名または名称、費用の名称を説明しなければならない。

郵便若しくは銀行を通じて払い込む場合、振込日を納付日とする。

第52条 「条例」第24条の規定に基づき、出願者は育成者権の出願書を送付すると同

時に出願料を納付することもできるが、最も遅くとも出願日から1ヶ月以内に出願料を納付しなければならず、期限が満了しても未納又は納付不足のある場合、その出願は撤回されたものとみなす。

第53条 予備審査の合格を経た育成者権の出願は、出願者が品種保護弁公室の通知に基づき、規定の期限内に審査料を納付しなければならず、期限が満了しても納付しない又は納付不足する場合、出願は撤回されたものとみなす。

第54条 出願者は育成者権の証書を受取る前、育成者権を付与された初年度の年間費用を納付しなければならない。以後の年間費用は前年度の期限満了前の1ヶ月以内に予納しなければならない。

第55条 育成者権者が付与された育成者権の初年度以降の年間費用を期限通りに納付しない場合、又は納付金額に足りない場合、品種保護弁公室は出願者へ、納付すべき年間費用の満了日から6ヶ月以内に納付するよう通知しなければならず、期限が到来しても納付しない場合、年間費用を納付すべき満了日から育成者権は終了する。

第56条 品種保護弁公室は定期的に植物新品種保護の官報を公布し、育成者権に関連する内容を公告する。

## 第8章 附 則

第57条 条例第40条、第41条に言う授權品種の詐称行為とは次の情状の1つを指す。

(1) 偽造した育成者権の証書、育成者権出願番号、育成者権番号又はその他育成者権の出願のしるし、育成者権のしるしを印刷又は使用した場合。

(2) 既に却下された、撤回とみなされた、若しくは撤回された育成者権の出願した出願番号又はその他育成者権出願のしるしを印刷若しくは使用した場合。

(3) 既に終了された又は無効の宣告をされた育成者権の証書、育成者権の番号又はその他育成者権のしるしを印刷又は使用した場合。

(4) 本条第1項、第2項、第3項に言うしるしの品種を生産または販売する場合。

(5) 育成者権の出願に見せかける、または授權品種の名称にみせかけた品種を生産または販売する場合。

(6) その他他人に非育成者権の出願または非授權品種を育成者権の出願または授權品種と誤認させるに足る行為。

第58条 農業行政部門は「条例」の第41条の規定に基づき、封印又は押収した植物品種の繁殖材について、1ヶ月以内に取り扱わなければならない。

第59条 当事者が、品種の出願権又は育成者権により生じた紛争について、人民法院へ訴訟を起こし、且つ人民法院が既に受理した場合、品種保護弁公室は関連手続き中止の申請をしなければならない。

前項の規定に基づき関連手続きを中止する場合、品種保護弁公室へ申請書を提出し、且つ人民法院の受理に関連する文書の副本を添付しなければならない。

人民法院が下した判決が発効後、当事者は品種保護弁公室へ関連手続きを再開する申し

出を行わなければならない。中止の請求から1年以内に、品種の出願権または育成者権の帰属に関連する紛糾が結了することができず、引き続き関連手続きを継続して中止する必要がある場合、請求人は当該期間内に中止の延長を請求しなければならない。期限が満了しても延長が請求されない場合、品種保護弁公室は自ら関連手続きを再開することができる。

第60条 既に撤回とみなされた、却下された、及び自発的に撤回した育成者権の出願の保存記録書は、当該育成者権の申請失効日から2年以降は保存しない。

既に無効を宣告された育成者権の保存記録書は当該育成者権の無効の宣告日から、終了の育成者権の保存記録書は、当該育成者権の失効日から満3年後は保存しない。

第61条 本細則は2008年1月1日から施行する。1999年6月16日農業部が公布した「中華人民共和国植物新品种保護条例实施细则（農業部分）」は同時に廃止とする。